

教室掲示

令和3年5月31日

服装規定の一部改訂について

活動支援グループ

生徒支援グループ

服装規定の一部が変更になります。

夏の服装期間は、登下校時を除く学校生活において、上着（ブレザー）やセーター等の代わりとして、ポロシャツやYシャツ（ベスト）の上に、学校指定の上ジャージを希望する生徒には着用を認める。

→改訂に際して

夏の服装期間においては、上着（ブレザー）を携行していないこと、ポロシャツの上にセーターの着用も違和感があり、冷房使用時には教室内が局所的に冷えすぎてしまうこともあるため、教室内・校内に限り学校指定のジャージの着用を認めることで生徒の健康を保てるように配慮します。

制服をきちんと着ることは規律ある学校生活を送るために大切です。また、生徒の皆さんの健康も大切ですので、夏の服装期間の規定の改定を行います。

なお、登下校時は制服着用とし、ジャージの着用は認めておりません。

—生徒手帳（服装規定）—来年度の生徒手帳から変更

ページ	改正案	現行
32	<p>●制服以外で登下校時に着用が認められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のポロシャツ（5月1日から10月31日の期間は制服と同じ扱いとする） <p>●5月1日から10月31日の期間は、防寒対策としての学校指定の<u>上の</u>ジャージの着用は校内でのみ許可する</p>	<p>●制服以外で登下校時に着用が認められているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のポロシャツ（5月1日から10月31日の期間は制服と同じ扱いとする）

以上